

令和2年4月6日

公益社団法人 全国ビルメンテナンス協会  
会長 一戸 隆男 殿

一般社団法人香川ビルメンテナンス協会  
会長 新谷 清二  
香川ビルメンテナンス政治連盟  
理事長 田中 弘之



## 新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会に対して、ご指導ご鞭撻を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、全世界で猛威を振るい、国内においても国民の命の安全を脅かし、経済活動において、大きな影響をもたらしている新型コロナウイルスに関連して、政府に対する要望を行って頂き感謝申し上げます。現時点での支援救済対策に対して課題や問題が生じていると思われる、香川協会と香川政連は更なる要望事項(下記)をお願いいたしたく存じますのでよろしくお願い申し上げます。

### 改善要望事項

#### 1、雇用調整助成金の認定について

- 現行のルールでは、生産指数(売上高等)が5%減になっています、会社全体としては生産指数が5%減に満たなくても、部署や部門、事業部によっては大打撃を受けてその業務に携わる労働者においては、休業(自宅待機)、時短勤務、シフト削減などの臨時的な措置を講じているが、雇用調整助成金の認定を受け、助成金を受けることができない。

※宿泊関連、イベント関連、文化関連、公営賭博などの多くの社員を派遣受持させている現場が多くあり、従業員に対して待機などの要請をしているが、助成を受けられない。

※地方のビルメンテナンス業においては、契約派遣先が小規模で広範囲であり、業務停止を強いられている契約先の売上減少が5%減に達していなくて助成金を受けられない。しかし、現実には、休業や時短・シフト削減勤務などを強いられる労働者が発生していて、雇用継続や労働者の収入に支障をきたし、経営面でも負担増が生じている。

## 2、受給対象者について

- 現行のルールでは、休業者(自宅待機)、休業者の教育訓練、休業者の出向が受給対象者となっているため、時短勤務やシフト削減勤務などのワークシェアによって対処している事業所や労働者は、収入減になっても助成金を受けられない。  
※顧客の業績不振、又は行政の要請により、業務の全面停止でなく、一部又は一時停止などが多く、労働者の特定の個人に偏った影響が出ないように、時短勤務やシフト削減により、ワークシェアして全体のバランスを保ちながら雇用継続を維持している。

## 3、外国人実習生について

- ビルメンテナンス業において、多くの現場で外国人実習生を雇用しています、しかしながら、宿泊施設や行政関連、イベント関連施設の閉鎖、縮小によって多くの実習生が余剰人員の状態です。  
一方では政府の入国規制によって、業種によっては、実習生の入国が整わず、大変困惑していると聞きます。期間限定で業種を超えた実習生の横断的な活用の規制緩和をお願いします。長期化することが予想される状況の中では、休業対処だけでは問題が生じています。

## 4、雇用調整助成金では、コロナ感染症による休業補償ができない

- 現行のルールでは、コロナ感染症の疑義による自宅待機等の休業補償ができない。コロナに感染する国民は、何時どこで発生するかわかりません、感染が明確になれば傷病手当金等で補償が可能ですが、疑義による経過観察や濃厚接触者等の自宅待機などは、雇用調整助成金の対象ではなく、休業補償を受けることができません。感染拡大防止の観点からも、社員が自発的に声を上げて感染抑止に繋げるためには、休業補償が必要です。

## 5、改善策要望

- 生産指数を設けない雇用調整助成金の認定の拡大
- 休業者に限定せず、時短・シフト削減等の勤務にも拡大した助成金の支給
- 余剰な外国人実習生の業種の枠を超えた、横断的な活用の時限的な規制緩和
- コロナ感染の疑義に伴う休業(自宅待機等)の補償制度の新設